

令和6年度 4月1日入所

保育所・認定こども園（保育所機能）の利用について

函館市子どもサービス課

保育所や認定こども園（保育所機能）を利用するためには、
市から「教育・保育給付認定（2・3号）」を受ける必要があります。
令和6年4月1日から園の利用を希望される方は、
本案内をよくご確認の上、市に申請してください。

目次

1	お申込みについて	P. 1
2	お申込み前の確認事項	P. 2
3	園の利用について	P. 3
4	利用調整について	P. 4
5	必要書類	P. 5
6	保育料・副食費について	P. 7
7	その他	P. 10
付録	園一覧表	P. 11
巻末	利用調整に係る確認事項		

はじめに

希望する園に申込者全員が必ず入所できるわけではありません。

保育所・認定こども園の入所は、市が行う「利用調整」によって決まります。提出書類に記入していただいた内容や、市の窓口にて申請時の聞きとりをもとに、保育の利用を必要とする理由や世帯の状況について点数化し、点数の高い方から順番に決定します。ご利用にあたっての申請は、市で全体をとりまとめ、入所の可否について決定しています。園の空き状況について、ご希望の園で「空きがある」とお伝えした場合でも、必ず入所できるわけではありませんのでご了承ください。

1 お申し込みについて

【受付期間】 令和5年12月1日（金）～ 令和6年1月12日（金）17：30 必着

【申請書類の配布・提出先】 ※利用希望園を通しての提出も可能です。

- ◇子どもサービス課 … 東雲町4番13号
TEL：(0138) 21-3270
- ◇亀田福祉課 …………… 美原1丁目26番8号
TEL：(0138) 45-5481
- ◇湯川福祉課 …………… 湯川町2丁目40番13号
TEL：(0138) 57-6170

【開庁時間】

平日 8：45～17：30

※ 土・日・祝祭日および年末年始（12月29日～1月3日）は受付できません。

オンライン申請もできます

「マイナポータル」ぴったりサービス



詳細はQRコードから

書類が足りない、または記入内容に不備がある場合は受付できません。書類をすべて揃えたうえで、かならず期間中にお申し込みください。申請書類は、函館市HPからもダウンロードできます。

【結果通知】

第1希望園 入所不可の方

令和6年2月中旬頃

→お電話にてご連絡します。

子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270

入所決定(内定)した方

令和6年3月1日（金）

→書面にて郵送します。

※ご自宅に届くまで3～5日ほどかかります

※詳細は、巻末の「利用調整に係る確認事項」をご覧ください。

◆入所不可の場合について

4月1日入所の利用調整で入所不可となった場合は、その時点で申請が「取り下げ」となります。4月途中の入所を希望する方は、あらためて申請が必要です。下記の期間内にご提出ください。

≪4月途中入所≫

【受付期間】 令和6年2月1日（木）～令和6年2月29日（木）必着

【結果連絡】 令和6年3月中旬頃 ※お電話にてご連絡いたします。

2 お申し込み前の確認事項

(1) 見学について

保育所等に入所したお子さまは、多くのお友達や先生たちと接しながら、新しい環境に徐々に慣れ、成長していきます。短期間で環境を変えることはお子さまにとって負担になるため、入所した園には**最低でも半年間は継続**してご利用をお願いしております。

園の教育方針やルール、送迎の負担などは、ホームページ等だけではわからないこともあります。お子さまを預けるうえで納得できる条件かどうか、お子さまと一緒に実際の雰囲気をしっかり見て、継続して通える園を選びましょう。

- ・ **入所を希望するすべての園**（第1～第3希望、その他候補にしている園）を、必ずお子さまと一緒に見学に行きましょう。
- ・ 通園することを想定して、園までの経路やかかる時間など、通いやすさを確認しましょう。
- ・ 園の保育方針や運営規定について、先生の説明を聞いておきましょう。

見学は申し込みの前に済ませておきましょう

入所可否のご連絡までに見学が終わっていないと、利用調整の進行が滞る原因となり、入所決定・不可のご連絡が大幅に遅延する可能性があります。また、入所内定後の辞退は、園や他の希望者に多大な迷惑をかけることとなります。申請書には継続して通える園のみ記入してください。

※ 見学の予約は、園に直接お問合せください。

(2) 特別な支援を必要とするお子さまについて

障がいの有無にかかわらず、お子さまの心身の状態や発育・発達で気になることがある場合は、お申し込みの前に子どもサービス課へご相談ください。

下記に該当するお子さまは、**申請書の「健康状態」欄に忘れずに記入してください**。また、必ずお子さまと一緒に見学に行き、園の先生にも相談しておきましょう。

- ・ 食物アレルギーのあるお子さま
- ・ 障がいのあるお子さま
- ・ 医療的ケアを必要とするお子さま

支援が必要なお子さまがより安全に園を利用していただくために、入所にあたって園の受け入れ体制を整える必要があります。もし入所内定後に、事前のご相談なく「支援が必要」であることがわかった場合は、園での受け入れ体制が整わず**入所が取消しになる場合があります**。

(3) 市町村民税が未申告の方について

保育所の入所にあたって、保育料・副食費等の算定をするために、保護者の市町村民税の申告が必要です。令和5年度分の市町村民税が未申告の方は、**入所手続きができません**。まだ申告がお済みでない方は、令和5年1月1日現在の住民登録地で申告をおこなってください。

【函館市に申告する場合】

◇税務室市民税担当（函館市役所2階） TEL（0138）21-3211

3 園の利用について

(1) 利用時間について

保育を必要とする事由や状況により「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかで認定します。利用にあたっては、「おさまが家庭で保育を受けることが困難な場合に必要範囲」を想定しておりますので、認定を受けた時間の中でのご利用をお願いします。

保育必要量	1か月の就労時間等	保育を利用できる時間
保育標準時間（11時間まで）	120時間以上	園の開園時間
保育短時間（8時間まで）	64時間以上120時間未満	園の開園時間のなかで園が定める時間

※開園時間は、施設によって異なります。詳しくは11～12ページをご覧ください。

(2) 慣らし保育について

慣らし保育とは

環境の変化によるおさまの負担を軽減するために、数日かけて少しずつ保育時間を延ばしていくことです。函館市では、1週間程度の期間を設けています。

慣らし保育の期間中は、通常よりもお迎えの時間が早くなります。利用を希望される場合は、お勤め先やご家庭内で、お迎えの時間を調整したうえで利用してください。また、園を見学するときには先生とお話しして、保育内容をよく確認しましょう。

- ・保育料は、通常の利用時間の料金と変わりません。
- ・4月1日より前から慣らし保育を利用したい方は、3月入所（年度途中）で申請してください。
【3月入所申請期間】 令和5年12月25日（月）～令和6年1月25日（木）
※ 4月1日入所の申請と併願できます。

(3) 広域入所について

広域入所とは

お住まいの自治体以外の場所にある園へ入所することです。市町村間での協議を行った結果、入所の可否を決定します。保育認定や保育料の算定は、住民票のある自治体で行います。

広域入所の利用には条件があります。入所決定後に広域入所の条件に該当しなくなった場合は、入所決定の取消または退所となる場合がありますのでご注意ください。

【広域入所の条件】

- ・保護者が2人とも就労している。
 - ・利用を希望する園がある自治体に、保護者どちらかの就労先がある。
 - ・利用を希望する園が、保護者どちらかの就労先までの通勤経路内にある。
- ※ 通勤経路については、経済的に移動できる最短距離を市が判断します。

◆函館市内にお住まいの方（市外の園を希望する場合）

→ 申請受付・問い合わせ先は函館市です。

◆他の自治体にお住まいの方（函館市にある園を希望する場合）

→ 申請受付・問い合わせ先はお住まいの自治体です。

※申請受付の締切日は、自治体によって異なりますのでご注意ください。

3月・4月中に
市外へ引っ越しをする
予定のある方は
必ずご相談ください！

4 利用調整について

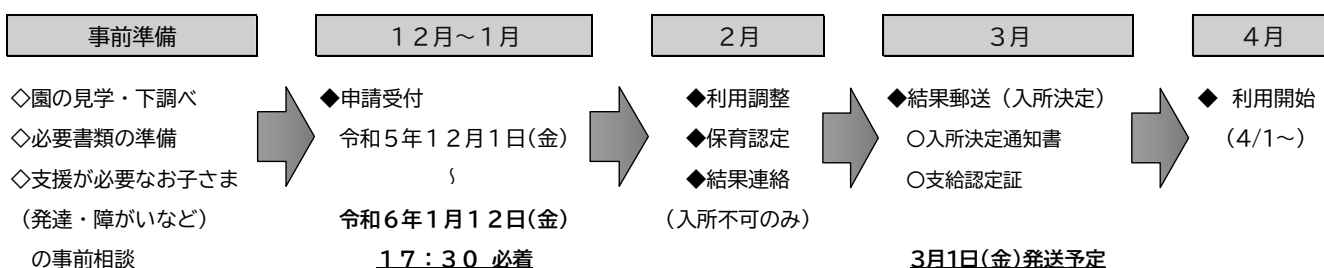
(1) 利用の決定（利用調整）について

利用調整とは

保育の利用を必要とする理由や世帯の状況について、提出書類や申請時に聞き取った内容をもとに、保育の必要性の高さを点数化し、点数が高い方から順番に利用者を決定します。

利用を希望する人数が園の受け入れ能力を上回る場合は、先着順ではなく、利用調整を行い入所を決定します。園を利用できる人数は、保育士の人数や施設の広さなどを元にして決まります。

令和6年4月1日入所 お申込みの流れ



下記の場合は、わかったらすぐにご連絡ください

- ・申し込みをした後に、仕事をやめた
- ・仕事の勤務時間が変わった
- ・市外へ引越しをする
- ・結婚または離婚をした
- ・世帯員、同居している方の人数が変わった
- ・その他、申請書に記入した内容が変わる可能性がある場合

子どもサービス課 TEL (0138) 21-3270

(2) 利用決定の通知について

「利用決定の通知」および「認定通知書」は、令和6年3月1日(金)に発送を予定しております。保育料についての決定通知は、利用する園の種類によって発送時期が異なります。(認定こども園に入所される方は、園あてに送付いたしますので園からお受け取りください)。

また、3歳児クラス以上のお子さまで副食費が免除となる方への通知は、3月中旬頃に園あてに送付いたします。

入所可否	内容	通知先	通知方法	時期
不可	4月1日入所不可のご連絡	保護者	TEL	2月中旬
決定	○4月1日入所決定通知 ○支給認定証	保護者	郵送	3月1日
	副食費免除通知	園	郵送	3月中旬
	認定こども園 利用者負担額(保育料)決定通知	園	郵送	3月中旬
	保育所 保育料決定通知	保護者	郵送	4月下旬

※ 保育料・副食費についての詳細は7ページをご覧ください。

5 必要書類

下記ア～エの書類をご用意ください。(4月1日時点の状況を確認できるもの)

ア 教育・保育給付認定等申請書(2号・3号認定)

※ きょうだいで申請する場合は、お子さま1人につき1枚必要です。

教育・保育給付認定等申請書(2号・3号認定)

令和 年 月 日

面談市長 あて

面談市が保育給付認定等に必要とする町民税等の情報(同一世帯者を含む)および世帯情報を閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者負担額に関する事項および当該申請書に記載する事項の中で選定が必要と認められる情報を特定教育・保育施設に対して提供することに同意し、子ども・子育て支援法に基づく保育認定(保育所等の利用申込(利用申請)を含む)および支給認定等の交付について申請します。

保護者(申請者)	ふりがな 氏名 生年月日 住所 電話番号	日中の連絡先 ①(性別:父・母・) ②(性別:父・母・)
申請に係る小学校就学前の子ども	ふりがな 氏名 生年月日 健康状態	保護者との続柄 年齢・学年 病状・特病等 病状・特病等 アレルギー

1 保育の利用を必要とする事由等

父
就労状況
疾病・障がい
介護等
災害復旧
求職活動
就学
その他

母
就労状況
疾病・障がい
介護等
災害復旧
求職活動
就学
その他

希望する利用時間等
利用曜日
利用時間
利用区分

2 利用を希望する期間・施設(事業者)等

利用を希望する期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
□小学校就学前まで
□その他(令和 年 月 日まで)

希望順位	施設(事業者)名	希望理由	施設見学の状況
第1希望			□済
第2希望			□済
第3希望			□済

3 世帯の状況

世帯員(同居の家族)の状況(世帯員がいない場合は、世帯を構成する世帯員について記載)

氏名	生年月日	職業(勤務先)または学校名(学年)等	R5.1.1現在の住民登録地	備考
本人	年 月 日		□南城市 □南城市以外	
保護者	年 月 日		□南城市 □南城市以外	
その他同居家族	年 月 日		□南城市 □南城市以外	

家庭の状況
□生活保護・中国残留邦人等支援給付の適用あり(年 月 日開始)
□ひとり親家庭(婚姻歴 □あり/□なし)

*施設記録簿(施設(事業者)を経由して南城市に提出する場合)

交付年月日 令和 年 月 日

施設(事業者)名 担当者 連络先

備考

*南城市知事欄

認定番号
認定区分等
認定可否
支給(入所)可否
支給(利用)期間
入所施設(事業者)名
施設区分

(本庁受付印)

確認	確認	入力	入力	受付
				本・南・亀

イ 保育所および認定こども園(保育所機能)利用申込みにおける確認書

【4月1日利用申込み用】

保育所および認定こども園(保育所機能)利用申込みにおける確認書

児童名 受付番号

No	確認事項	確認欄
1	「保育所・認定こども園(保育所機能)の利用について」の内容を十分確認して、記載事項についてすべて了承しました。	□はい
2	申込後、家庭状況(住所・連絡先・家族構成・勤務状況等)に変更があった場合は速やかに連絡します。 ※ 利用調整は申込の先着順ではなく、提出書類をもとに保育の利用を必要とする順等によって調整し、調整が認められない場合に必要のある順の利用が決定します。連絡が取れない場合申込内容が事業と異なる等と判断した場合は、利用調整の対象から外れる。または入所拒否や退所となる場合があります。	□はい
3	利用を希望する施設への入所が決まらない場合があります。ご了承ください。 ※ 保育所および認定こども園(保育所機能)の入所可能入数は、保育士の人数や定員の保育状況など、園の受け入れ体制によって決まります。	□はい
4	利用を希望する施設は、見学を済ませたうえで決定しました。	□はい。希望施設の見学を済ませています。 □いいえ。速やかに見学します。
5	「教育・保育給付認定等申請書(2号・3号認定)」に記載した「利用を希望する施設」については、次のとおり希望します。	□第1希望園のみ利用する □第1希望園不可の場合、第2希望園または第3希望園を利用する □第1～第3希望園まで不可の場合、他園の利用を希望する
6	利用を希望する施設への入所が決まらなかった場合の保育状況は、次のとおりとなります。	□保護者または同居の親族が保育する(保育休業を延長する) □別居の親父母等が保育する □勤務先の保育室を利用する □認可外保育施設を利用する* □企業主導型保育施設を利用する* □一時預かりを利用する* □ファミリー・サポート・センターを利用する* ※別居確認が必要となりますので、利用調整の結果のご連絡の際にご確認ください。 【転園の場合】 □現在利用している園を引き続き利用する □同一施設内で1号から2号に変更する場合 □1号認定のまま引き続き利用する

本確認書をよく読み、内容について確認しました。
令和 年 月 日
保護者1氏名(自署) 保護者2氏名(自署)

巻末の『利用調整に係る確認事項』に書いてある内容をよく読んでから記入してください!

* チェックした項目によっては、市内にあるどの園にも入所できない可能性があります。受付期間終了後は、記入内容の変更は一切できません。

ウ 保護者（父母等）が保育の利用を必要とする事由を確認するための書類

※ 保護者（父母等）のどちらについても必要です（ひとり親世帯を除く）。

保育の利用を必要とする事由		必要な書類	認定の期間
就労 1月当たり64時間以上の労働を常態とする場合	被雇用者	○就労(内定)証明書 → 勤務先に記入を依頼してください。	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)
	自営	○就労(自営業)申立書 ○事業内容が確認できる公的書類の写し→確定申告書・開業届など	
	請負(内職)	○業務請負(内職)申立書および証明書 →事業主に記入を依頼してください。	
妊娠・出産 出産予定日前後各8週の期間 ※多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週前から		○母子手帳の写し ・表紙 ・出産予定日記載ページ	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障がい 疾病や負傷、または精神もしくは身体に障がいを有している場合		(a)診断書の本書または写し →「疾病名」「自宅での保育が困難であること」の記載が必要 (b)障害者手帳・療育手帳等の写し	事由が無くなるまで (小学校就学前まで)
介護等 親族を常時介護または看護している場合		○親族介護(看護)申立書 ○介護等を必要とすることがわかる書類 →診断書の本書もしくは写し、または要介護状態がわかる書類	
災害復旧 震災・火災等の復旧に従事している場合		○災害復旧に従事していることがわかる書類	
求職活動 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合		○求職活動申立書 ○求職活動中であることがわかる書類 →ハローワーク受付票の写しなど	認定日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで
就学・職業訓練 就学(職業訓練)中の場合		○在学証明書の本書または写し ○1日の受講時間がわかる書類→カリキュラムや時間割など	保護者の卒業予定日または修了予定日が属する月の末日まで
その他(上記各事由に類する場合)		○申立書等(市にご相談ください)	市が認める期間

エ 保育料等の算定に必要な書類(下記①～④に該当する場合のみ)

区分	必要な書類
①同居する世帯員の中に、療育手帳をお持ちの方がいる場合 ※申請児童を含む。	○該当する方の療育手帳の写し ※特定施設等に入所または入院している場合は保育料算定の対象にならない場合があります。
②令和5年1月1日現在の保護者の住民登録地が函館市以外で、書類Aに個人番号(マイナンバー)の記入をしない場合 ※単身赴任の保護者を含む。	令和5年1月1日に住民登録があった市区町村から発行される以下の書類の、いずれかの写し ・令和5年度 市区町村民税所得課税証明書 ・令和5年度 納税通知書 ・令和5年度 特別徴収税額の通知書 ※非課税の場合も、確認できる書類が必要となります。
③里親または養護施設の長が保護者となる場合	以下の書類の、いずれかの原本 ・里親委託証明書 ・児童相談所の長の証明書 ・通園に要する費用の負担者を明らかにする里親または養護施設の長の証明書
④きょうだいの中に、下記施設に在籍している、または下記サービスを利用している就学前児童がいる場合 ・新制度に移行していない幼稚園 ・特別支援学校の幼稚部 ・情緒障害児短期治療施設の通所部 ・企業主導型保育事業 ・医療型児童発達支援 ・児童発達支援	○利用者負担額軽減対象施設にかかる在籍(利用)証明書

(1) 保育料（利用者負担額）について

保育料は、下記によって算定されます。 ※ 算定の基準については、8ページをご覧ください。

- ・階層区分 …保護者の市町村民税の課税状況をもとに認定を行います。
- ・利用時間（保育必要量）
- ・世帯の状況など

3歳児クラス以上のお子さまの保育料は無料です。ただし、副食費を保護者のみなさまにご負担いただきます。詳細は「(2)副食費について」をご覧ください。

◆同居の家族がいる方

申請児童が、父母のほかに同居しているご家族（祖父母など）がいる場合は、以下の基準により保育料等の算定に必要な階層認定等を行います。

《祖父母等と同居している場合の階層認定等について》

父または母の、前年（令和4年1月～12月）の収入金額等が、下表の基準額より多い場合、父の収入で生計を維持していると判断し、父母の市町村民税額のみで階層認定等を行います。

ただし、下記①～②のいずれにも該当する場合、祖父母等の市町村民税額で階層認定等を行います。

- ① 父母の収入金額等が、下表の基準額以下である
- ② 祖父母等の収入金額等が、下表の基準額を超える

	収入金額 (給与収入のみの場合)	所得金額 (自営業等の場合)
基準額	103万円	48万円

※ 収入金額等には、児童手当、児童扶養手当、障害年金等の課税対象外収入も含まれます。

※ 祖父母等と住民票が別々であっても、同居かつ同一生計である場合は、当基準を適用します。

祖父母等の市町村民税額で階層認定等を行った後、父または母の収入が、今後において上記表の収入金額等を超えることが見込まれる場合は、階層認定等の対象者を祖父母等から父母に変更することができます。詳細は、子どもサービス課 Tel 21-3270 にお問合せください。

(2) 副食費について

3歳児クラス以上のお子さまの副食費（おかず・おやつ代等）は、保護者のみなさまにご負担いただくこととなります。副食費の金額については、各園で定めています。

一定の基準を満たす場合は、副食費の徴収が免除となる制度もあります。対象の方には、園あてに免除通知をお送りします。詳細は9ページをご覧ください。

(3) そのほかの費用について

保育料・副食費のほかに、行事費（遠足など）や保護者会費などの実費負担が発生する場合があります。また、3歳児クラス以上のお子さまについては、副食費とは別に、主食（ごはん、パン等）を提供し代金を徴収している園もあります。

実費負担の金額は園によって異なりますので、詳細については各園に直接お問い合わせください。

令和5年度(2023年度) 函館市保育料基準額表 (保育認定0~2歳児クラス)

- この保育料基準額は、**令和2年4月2日以降生まれのお子さんの保育料算定に適用**します。令和5年度中に満3歳に達したお子さんは2歳児クラスのため、令和5年度中はこの保育料基準額表の保育料がかかります。
- 保育料は、世帯の市町村民税額(4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度)の課税状況や保護者の市町村民税額の合計額をもとに階層を認定し、保育必要量(保育標準時間、保育短時間)や世帯の状況等によって決定します。また、多子世帯については保育料が軽減されます。
 保育料算定の市町村民税所得割額は、**住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除によって減税されている方の場合、これらの金額を足し戻した額(減税前の金額)で計算**します。

(単位:円/月)

階層区分	多子軽減	右記以外の世帯						ひとり親・障がい者世帯										
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間							
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降					
生活保護世帯または支援給付世帯※1	A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税が課税されていない世帯	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市町村民税均等割のみ課税されている世帯	C1	7,800	0	0	7,600	0	0	3,900	0	0	3,800	0	0	0	0	0	0	
市町村民税所得割が課税されている世帯	24,300円未満	C2	12,300	0	0	12,100	0	0	6,150	0	0	6,050	0	0	0	0	0	0
	24,300円以上 48,600円未満	C3	16,700	0	0	16,400	0	0	7,850	0	0	7,700	0	0	0	0	0	0
	48,600円以上 53,100円未満	D1	20,400	0	0	20,000	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0
	53,100円以上 62,100円未満	D2	21,800	0	0	21,400	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0
	62,100円以上 77,101円未満	D3	25,100	0	0	24,700	0	0	9,000	0	0	9,000	0	0	0	0	0	0
	77,101円以上 80,600円未満		25,100	0	0	24,700	0	0	25,100	0	0	24,700	0	0	0	0	0	0
	80,600円以上 98,600円未満	D4	28,500	0	0	28,100	0	0	28,500	0	0	28,100	0	0	0	0	0	0
	98,600円以上 116,600円未満	D5	32,900	0	0	32,300	0	0	32,900	0	0	32,300	0	0	0	0	0	0
	116,600円以上 134,600円未満	D6	36,400	0	0	35,800	0	0	36,400	0	0	35,800	0	0	0	0	0	0
	134,600円以上 158,200円未満	D7	40,000	0	0	39,400	0	0	40,000	0	0	39,400	0	0	0	0	0	0
	158,200円以上 169,000円未満	D8	43,600	0	0	43,000	0	0	43,600	0	0	43,000	0	0	0	0	0	0
	169,000円以上 171,900円未満		43,600	21,800	0	43,000	21,500	0	43,600	21,800	0	43,000	21,500	0	0	0	0	0
	171,900円以上 294,900円未満	D9	47,600	23,800	0	46,700	23,350	0	47,600	23,800	0	46,700	23,350	0	0	0	0	0
	294,900円以上 366,900円未満	D10	51,700	25,850	0	50,800	25,400	0	51,700	25,850	0	50,800	25,400	0	0	0	0	0
	366,900円以上 416,400円未満	D11	55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	55,800	27,900	0	54,900	27,450	0	0	0	0	0
	416,400円以上 456,600円未満	D12	59,700	29,850	0	58,500	29,250	0	59,700	29,850	0	58,500	29,250	0	0	0	0	0
	456,600円以上 491,700円未満	D13	64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	64,400	32,200	0	63,200	31,600	0	0	0	0	0
491,700円以上 523,800円未満	D14	69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	69,000	34,500	0	67,800	33,900	0	0	0	0	0	
523,800円以上 556,800円未満	D15	73,700	36,850	0	72,100	36,050	0	73,700	36,850	0	72,100	36,050	0	0	0	0	0	
556,800円以上 589,800円未満	D16	78,400	39,200	0	76,800	38,400	0	78,400	39,200	0	76,800	38,400	0	0	0	0	0	
589,800円以上	D17	86,200	43,100	0	84,600	42,300	0	86,200	43,100	0	84,600	42,300	0	0	0	0	0	

※1 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

※2 年齢にかかわらず生計を一にしている子どものうち、年齢が高い順に第1子、第2子と数え、第2子以降は無料となります。

生計を一にする子どもが別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、生計を一にする子どもが函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。

※3 同一世帯の小学校就学前で、かつ、保育所等(認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部)に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものうち、年齢が高い順に第1子、第2子と数え、第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

令和5年度（2023年度）副食費の免除について（満3歳以上）

保育料の無償化に伴い副食費が実費徴収となりましたが、保護者負担が増えないよう、副食費の免除制度が設けられました。免除については、申請の必要はなく、免除になる方には免除決定通知が届きます。

- 副食費免除の可否は、保護者の市町村民税額（4月分から8月分は前年度、9月分から翌3月分は当該年度）により決定します。（市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。）
- 生活保護受給世帯または支援給付世帯とは、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。

【1号認定を受けている満3歳以上児】

区 分		第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯		免除（注1）		
市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯				
市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,100円以下	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		
	77,101円以上 211,200円以下			
	211,201円以上			

※ 児童の満年齢は、令和5年（2023年）3月31日時点の満年齢です。
年度内に満3歳に到達したお子さんは2号認定となりますが、年度中の副食費は3歳未満の保育料に含まれます。

【2号認定を受けている3歳以上児】

区 分	ひとり親家庭等以外			ひとり親家庭等		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯または支援給付世帯	免除（注1）			免除（注1）		
市町村民税が課税されていない世帯						
市町村民税均等割のみ課税されている世帯						
市町村民税所得割額が課税されている世帯	24,300円未満	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。			免除（注3）	
	24,300円以上					
	48,600円未満					
	48,600円以上					
	53,100円未満					
	53,100円以上					
	57,700円未満					
	57,700円以上					
	62,100円未満					
62,100円以上	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（注3）			
77,101円未満						
77,101円以上						
80,600円未満	免除対象外 副食費が実費徴収となります。 金額は各施設にお問い合わせください。		免除（注3）			
80,600円以上						

<第3子以降の子どもの算定基準について> ※ 認定区分や世帯の市町村民税所得割額により基準が異なります。

（注1） **生計を一にする子ども（年齢は問いません。）**について、「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること（仕送りをしている等）を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、教育・保育給付認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類（戸籍謄本等）も必要となります。

（注2） **同一世帯の小学校3年生以下の子ども**のうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

（注3） **同一世帯の小学校就学前の子ども**のうち年齢の高い子どもから数えて第3子以降の子どもの副食費が免除となります。

※算定の基準となる小学校就学前の子どもは、認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援、企業主導型事業を利用している場合にカウントの対象となります。

◆転園を希望する場合

入所後に他の園へ転園を希望される場合は、年度途中に新しく入所される方と同じく、利用調整の対象となります。あらためて必要書類を揃えていただき、申請を行う必要がありますので、入所を希望する月の受付期間をよく確認して、市までご提出ください。

◆函館市外に転居（転出）する場合

保育の認定は、住民票のある自治体で行います。認定終了の手續きにあたって、通っている園に「退所届出書」を提出してください。また、函館市が交付した支給認定証は返却していただきますので、子どもサービス課へご連絡ください。

転出したあとも函館市内にある園を利用する場合は、「広域入所」となります。利用には条件があり、現在利用している園を退所となる場合もありますので、転出前に必ず子どもサービス課へご相談ください。

◆虚偽の申請や報告等をした場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合

虚偽の申請や報告等を行った場合や、次に該当する場合については、保育の利用を承諾しない、もしくは利用を一時停止する、または保育所・認定こども園（保育所機能）における保育を行うことを解除することがあります。あらかじめご承知おきください。

- (1) 悪質の疾病にかかり、伝染のおそれがあると認められるとき。
- (2) 心身の障がいその他の事由により保育所における保育を行うことが不相当であると認められるとき。
- (3) 他の児童に悪影響があると認められるとき。
- (4) 引き続き1月以上の期間、届出をしないで欠席したとき。

◆公立保育園の民営化等について

函館市では、保育環境の整備と保育サービスの充実のため、アウトソーシング推進計画に基づき、公立保育園を順次民営化してまいりました。保育園の民営化とは、函館市から社会福祉法人等に運営を移すこと（移管）です。

現在、公立保育園は認定こども園 函館市つつじ保育園のみとなりましたが、今後におきましても、地域の実状を勘案し民営化等の検討を進めてまいります。

令和5年度(2023年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R5.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳 児 保 育	延長保育					一時預かり		休 日 保 育	
									短 時 間	30 分	1 時 間	2 時 間	3 時 間	一 般 型	在 園 児		
西部地区																	
	はこだて元町認定こども園	○	○	弥生町1-24	22-4847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 遺愛幼稚園	○	○	元町4-1	22-0419	7:30~18:30 注:土曜休園	8:30~16:30 9:00~17:00								○	○	
	認定こども園 元町白百合幼稚園	○	○	元町15-30	23-3551	7:30~18:30	8:30~16:30	⑩								○	
	※函館認定こども園	○	○	栄町1-3	22-7824	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				○	○	
	認定こども園 龍谷幼稚園	○	○	東川町12-24	23-0274	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥									○
	認定こども園 函館高砂保育園	○	○	若松町35-16	23-5740	7:00~18:00	8:00~16:00	○		○					自	○	
中央部地区																	
	中央認定こども園	○	○	新川町1-5	23-5111	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自	自			自	○	○
	はまなす認定こども園	○	○	千歳町15-5	22-7484	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				○	○	
	いづみ認定こども園	○	○	堀川町30-3	51-8736	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				○	○	
	認定こども園 函館大谷幼稚園	○	○	千代台町10-10	51-1674	7:30~18:30	7:30~15:30	⑥		自							○
	ゆりかご認定こども園	○	○	中島町33-18	55-8847	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 真宗寺保育園	○	○	中島町32-13	53-4331	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥			自				自	○	
	認定こども園 函館藤幼稚園	○	○	宮前町26-6	41-3569	7:30~18:30	8:30~16:30								自	自	
	亀田認定こども園	○	○	亀田町5-19	41-5219	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	青い鳥保育園	○		大川町4-27	43-8161	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○					○		
	認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	○	○	田家町9-30	42-4471	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	②		○							○
	認定こども園 杉の子保育園	○	○	本町9-23	51-7561	7:30~18:30	9:00~17:00	○	自	自					○	○	○
	函館三育認定こども園	○	○	五稜郭町7-22	51-7664	7:00~18:00	8:00~16:00	○	○			○			○	○	
	幼保連携型認定こども園 認定こども園 国の華幼稚園	○	○	梁川町19-17	51-0738	7:30~18:30	8:30~16:30 9:00~17:00	○		自					○	○	
	認定こども園 函館市松陰保育園	○	○	松陰町30-5	52-2217	7:30~18:30	8:00~16:00	○		○					自	○	
	認定こども園 函館ちとせ幼稚園	○	○	松陰町9-7	55-4182	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥							○	○	
	函館短期大学付属幼稚園		○	柏木町7-26	51-2757	★9:00~14:00	-										○
	公益財団法人鉄道弘済会 人見認定こども園	○	○	人見町9-3	52-5707	7:15~18:15	9:00~17:00	○		○	自				○	自	
	うみの星認定こども園	○	○	日乃出町27-3	54-1333	7:00~18:00	8:30~16:30	○		○					自	○	
東部地区																	
	駒場認定こども園	○	○	駒場町10-22	55-0149	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 カトリック湯の川幼稚園	○	○	駒場町14-10	51-3046	7:30~18:30	8:30~16:30	⑥		自							○
	認定こども園 函館深堀保育園	○	○	深堀町27-2	33-0033	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自				自	○	
	認定こども園 函館上湯川保育園	○	○	上湯川町10-12	57-2619	7:00~18:00	8:30~16:30	○			自				自	○	
	おおぞら保育園	○		上湯川町45-29	57-2586	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自						
	認定こども園 旭岡保育園	○	○	西旭岡町1-29-10	50-2688	7:00~18:00	8:30~16:30	○		○					○	○	
	認定こども園遺愛旭岡幼稚園	○	○	西旭岡町2-6-1	50-3308	7:30~18:30 注:土曜休園	9:00~17:00								○	○	
	認定根崎こども園	○	○	高松町426-1	57-4567	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○					○	○	
	認定こども園 高丘幼稚園	○	○	高丘町27-33	57-3621	7:30~18:30	8:30~16:30	○		自					○	○	
	つくし認定こども園	○	○	榎本町16-17	59-2366	7:00~18:00	8:30~16:30	○	自	○	自				自	○	
	認定こども園 函館福ちゃん保育園	○	○	日吉町4-13-5	52-4151	7:30~18:30	8:30~16:30	○		○					○	○	
	函館花園認定こども園	○	○	花園町32-1	51-7545	7:15~18:15	8:00~16:00	○	○	○					自	○	
	認定こども園 花園大谷幼稚園	○	○	花園町17-17	54-2640	7:30~18:30	7:30~15:30	⑫		自							○

※函館認定こども園は、令和6年3月31日をもって閉園の予定です。

令和5年度(2023年度) 幼稚園・認可保育所・認定こども園一覧表

(R5.4.1現在)

区域	施設名	保育	教育	住所	電話番号	開園時間	保育短時間の 設定時間	乳 児 保 育	延長保育					一時預かり		休 日 保 育	
									短 時 間	30 分	1 時 間	2 時 間	3 時 間	一 般 型	在 園 児		
北東部地区																	
	函館白百合学園幼稚園		○	山の手2-6-3	52-0945	★8:30~13:30	-									○	○
	あすなろ保育園	○		東山2-18-1	53-7011	7:15~18:15	8:00~16:00	③								○	
	認定こども園 函館ひかり幼稚園	○	○	神山3-52-8	54-2220	7:30~18:30	8:30~16:30	⑫									○
	認定こども園 つくみ保育園	○	○	鍛冶2-3-9	54-6206	7:00~18:00	8:30~16:30	○		○						○	○
	函館大谷短期大学附属認定こども園	○	○	鍛冶1-2-3	56-1038	7:00~18:00	8:30~16:30 8:00~16:00	⑥			自						○
	鍛冶さくら認定こども園	○	○	鍛冶1-11-21	30-6611	7:15~18:15	8:45~16:45	○	自	○	自					○	○
	神山保育園	○		中道2-45-2	51-8339	7:15~18:15	8:00~16:00	⑥		○							
	かぜのご認定こども園	○	○	富岡町2-59-11	42-3004	7:00~18:00	8:00~16:00	○			自				自	自	
	認定こども園 太陽の子幼稚園	○	○	富岡町1-42-12	41-1929	7:00~18:00	8:00~16:00	○		自					自	自	
	五稜郭認定こども園	○	○	亀田本町8-18	42-0731	7:00~18:00	8:00~16:00	○			自					自	
	なかよし認定こども園	○	○	昭和3-15-10	42-6218	7:00~18:00	8:00~16:00	○		○							○
	◆認定こども園 亀田ゆたか幼稚園	○	○	美原1-28-10	41-6585	7:30~18:30	開園時間内の8時間	⑫									○
	認定こども園 函館美原保育園	○	○	美原1-29-21	62-2011	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○						○	○
	函館あおい認定こども園	○	○	美原2-46-10	46-1008	7:30~18:30	8:00~16:00	⑥		自							○
	認定こども園 コバト保育園	○	○	美原3-31-6	46-9923	7:30~18:30	8:30~16:30	○			自				自	自	
	赤川認定こども園	○	○	赤川町161-2	34-3939	7:15~18:15	8:45~16:45	○	自	○	自					○	○
	つくしの子保育園	○		亀田中野町57-15	46-8874	7:15~18:15	8:30~16:30	○		○	自					○	
	認定こども園 函館石川保育園	○	○	石川町39-8	47-6616	7:15~18:15	8:30~16:30	○			自					○	自
北部地区																	
	函館めぐみ幼稚園		○	桔梗町433-43	47-1735	★9:30~13:40 ★10:30~14:40	-										○
	認定こども園 函館桔梗保育園	○	○	桔梗3-1-29	47-1337	7:15~18:15	8:00~16:00	○		○					自	○	
	認定こども園 ききょう幼稚園	○	○	西桔梗町218-43	49-0313	7:30~18:30	8:30~16:30	③		自							○
	認定こども園 函館亀田港保育園	○	○	亀田港町52-14	41-0365	7:15~18:15	8:30~16:30	○		自					自	自	
	認定こども園 第二太陽の子幼稚園	○	○	亀田港町13-5	41-9345	7:00~18:00	8:00~16:00	○		○					自	○	
	函館大谷短期大学附属港認定こども園	○	○	港町1-25-1	83-2412	7:15~18:15	8:15~16:15	○			自					○	自
東部地区																	
	南かやべ認定こども園	○	○	川汲町1601-1	25-6677	7:15~18:15	8:15~16:15 8:45~16:45	○	自	自	自				自	○	
	認定こども園 函館市つつじ保育園	○	○	日ノ浜町172-8	85-3555	7:15~18:15	8:00~16:00	○	○		○						
国公立幼稚園																	
	戸井幼稚園		○	小安町523-7	82-3577	★8:45~13:30	-										○
	北海道教育大学附属函館幼稚園		○	美原3-48-6	46-2237	★8:45~14:00	-										自

- 上記一覧表の開園時間、保育短時間の設定時間およびその他の保育等の実施状況は変更となる場合があります。
- 上記★は、幼稚園における教育標準時間(幼稚園機能での利用時間)です。
- 自主事業(自)とは、各保育所等で独自に料金等を設定して実施している事業です。
- 乳児保育、延長保育、一時預かり、休日保育について
 - ・乳児保育
 - ：生後57日目以降
 - ②：2か月以上
 - ③：3か月以上
 - ⑥：6か月以上
 - ⑩：10か月以上
 - ⑫：満1才から
 - ・延長保育
 - 短時間：保育短時間を超える延長保育
 - ・一時預かり
 - 一般型：主に保育所等に通っていない乳幼児を一時的に保育
 - ・休日保育：日曜・祝日に保育を実施
- 函館藤幼稚園は1歳6か月以上、遺愛幼稚園・遺愛旭岡幼稚園は満2歳から入所可能となります。

利用調整に係る確認事項

「保育所および認定こども園（保育所機能）利用申込みにおける確認書」
における確認事項 NO. 5 に基づき、利用調整を行います。

◆入所が決定した方への電話連絡はありません。

3月1日（金）までに市から連絡がない場合は、第1希望園で内定しております。

第1希望の園に入所が決定した場合は、3月1日（金）に「利用調整決定通知書」を郵便で送付いたします。配達に3～5日ほどかかりますので、ご自宅に封書が届くのをお待ちください。

◆第1希望の園に入所できない場合のみご連絡いたします。

2月中旬頃から、お電話にてご連絡いたします。

お電話に出られなかった場合は、折り返しご連絡をくださいますようお願いいたします。

◇申請の前に、利用を希望するすべての園の見学を済ませておいてください。

利用調整の結果、第1～第3希望のいずれの園にも入所できないことがあります。他に候補にしている希望園がありましたら、同時に見学を済ませておくことをおすすめします。ただし、その時点で受入可能な園の中からご紹介しますので、見学済みの園をご紹介できない場合もあることをご了承ください。

◇入所不可の場合に他園紹介を希望する方について

希望するどの園にも入所できなかった場合に、他園のご紹介を希望する方は、必ず「第1～第3希望園まで不可の場合、他園の利用を希望する」にチェックしてください。利用調整に支障をきたす為、受付期間終了後は「他園希望の申出」や「第2・第3希望園の追加・変更」は一切お受けできません。

【4月1日利用申込み用】

保育所および認定こども園（保育所機能）利用申込みにおける確認書

児童名		受付番号	
No.	確認事項	確認欄	
1	「保育所・認定こども園（保育所機能）の利用について」の内容を十分確認して、記載事項についてすべて了承しました。	<input type="checkbox"/> はい	
2	申込後、家庭状況（住所・連絡先・家族構成・勤務状況等）に変更があった場合は速やかに連絡します。 <small>※ 利用調整は申込の先着順ではなく、提出書類をもとに保育の利便を必要とする箇所について点数化し、点数が高い方から順に空きがある順に利用が決定します。選考可能な場合や申込み内容が事実と異なると思われる場合は、利用調整の期日から内定。または入所調整時や連絡となる場合があります。</small>	<input type="checkbox"/> はい	
3	利用を希望する施設への入所が決まらない場合があります。 <small>※ 保育所および認定こども園（保育所機能）の受入可能人数は、保育上の人数や在園児の保育状況など、園の受け入れ体制によって異なります。</small>	<input type="checkbox"/> はい	
4	利用を希望する施設は、見学を済ませたうえで決定したものと承知します。	<input type="checkbox"/> はい。希望施設の見学を済ませています。 <input type="checkbox"/> はい。希望施設が決定しています。	
5	「教育・保育給付認定等申請書（2号・3号認定）」に記載した「利用を希望する施設」については、次のとおり希望します。	<input type="checkbox"/> 第1希望園のみ利用する <input type="checkbox"/> 第1希望園不可の場合、第2希望園または第3希望園を利用する <input type="checkbox"/> 第1～第3希望園まで不可の場合、他園の利用を希望する	
6	利用を希望する施設への入所が決まらなかった場合の保育状況は、次のとおりとなります。	<input type="checkbox"/> 【兄弟姉妹で同時に入所申込みをしている場合】 <input type="checkbox"/> 同時期に同じ園への入所を希望する <input type="checkbox"/> 同時期でも良いので同じ園への入所を希望する <input type="checkbox"/> 別の園でも良いので同時期に入所を希望する <input type="checkbox"/> 保護者または同居の親族が保育する <input type="checkbox"/> （保育見学を延長する） <input type="checkbox"/> 別居の祖父母等が保育する <input type="checkbox"/> 勤務先の保育室を利用する <input type="checkbox"/> 認可外保育施設を利用する* <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設を利用する* <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用する* <input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センターを利用する* <small>*別途申請が必要となりますので、利用調整の場面の申請にご案内いたします。</small> <input type="checkbox"/> 【転園の場合】 <input type="checkbox"/> 現在利用している園を引き続き利用する <input type="checkbox"/> 同一施設内で1号から2号に変更する場合 <input type="checkbox"/> 1号認定のまま引き続き利用する	

本確認書をよく読み、内容について確認しました。

年 月 日

保護者1氏名（自署）

保護者2氏名（自署）

◎「第1希望園のみ利用する」にチェックした場合

◇第1希望園に内定した場合

→第1希望園にご入所いただきます。

◇第1希望園が入所不可の場合

→市内にあるどの園にも入所できません。

※利用調整は終了（取下げ）となります。

◎「第1希望園不可の場合、第2希望園または第3希望園を利用する」にチェックした場合

◇第2・第3希望園の定員に空きがある場合

→第2・第3希望どちらか内定した園にご入所いただきます。

◇第1～第3希望すべての園が入所不可の場合

→市内にあるどの園にも入所できません。

※利用調整は終了（取下げ）となります。

◎「第1～第3希望園まで不可の場合、他園の利用を希望する」にチェックした場合

※申請書に記入した希望園の数にかかわらず、いずれの園にも入所できない方が対象です。

→入所不可の連絡時点で、定員に空きのある他園の中からご紹介いたします。

【お問い合わせ先】 函館市子ども未来部子どもサービス課

認定・入退所担当 TEL (0138) 21-3270